

1(3)

「史料は語る」第二回

前回は、「司法職務定制」（以下「定制」と記します。）が、制定された背景について述べました。が、今回は、「定制」に示された特徴的な用語について、みていきたいと思います。

「定制」には、「判事」、「検事」、「証書人」、「代書人」、「代言人」といった、当時の人々にとって聞き慣れない言葉が掲げられました。そして、これらの用語は、いずれも、法律実務に携わる人々を指すものです。

まず、「判事」は、裁判官を意味します。「判事」の呼称は、中国から受け継いだ日本律令にも見いだされます。明治維新後、「定制」以前には、地方の行政機関が民事、刑事の裁判を担当していましたが、「定制」の制定者江藤新平は、

江藤新平は、西欧諸国の法制度を我が国に取り入れるために、自ら洋行して、見聞を広めたいとの希望をもっていたようです。江藤が司法卿に就任した明治5年には、明治政府が不平等条約の改正などを目指して派遣した岩倉使節団の一員として、これがかなわなかったのちには、司法省視察団の一員として、彼の洋行が二度にわたり予定されました。

しかし、既に岩倉具視をはじめ、首脳の多くを米欧に派遣していた政府は、江藤までもが国を留守にすることに不安を持っていたようです。そのことは、当時、政府の要人であった大隈重信が江藤にあてた、「外遊よりも内政を優先すべき」という説得のための書簡（国立国会図書館憲政資料室所蔵『江藤新平文書』）からもうかがえましょう。その結果、司法省視察団も、江藤を除く8名で出発することになりました。

江藤の洋行はかないませんでしたが、鶴田皓ら8名の司法省視察団は、西欧各国を視察して帰国したのち、警察制度の創設や、刑法をはじめとする諸法典の編さんによる貢献します。江藤の念願であった西欧法制度の移入は、彼の願いを託された人々によって、結実することになったといえます。

## ■司法職務定制

### ②

「定制」は、「檢事」の職務として、「人民ノ権利ヲ保護」することや、「裁判ノ當否ヲ監スル」ことを挙げています。

すなわち、人民の権利や、裁判といった事柄への理解が得られにくかった当時において、「検事」が担当役目の重要さが浮きぼりにされています。

# 時をたずねて

季刊 二〇〇四年七月



法務史料展示室だより～第二号

「証書人」、「代書人」、「代言人」はいずれも、民間で法律実務を担う人々を指す言葉で、現在における「公証人」、「行政書士」、「司法書士」、「弁護士」、といったところです。

特に「代言人」は、訴訟を起こすに当たり、その代理人としての職務を負うもので、のちに、「弁護士」と名称変更され、現在の制度に引継がれています。

「定制」が、まさに「司法に関する根本法」という名に値することは、これらのことからもみてとれます。

法律実務家は、既に「定制」において、その原型が生まれているといえます。

このように、今日我が国で活躍する、様々な法律実務家は、既に「定制」において、その原型が生まれているといえます。

## 第二回 第二館 歩く歴史館 鳴鹿

東京メトロ千代田線の日比谷駅で下車し、日比谷通りへ通じるA13の階段を上ると、帝国ホテルがあります。その南側、現在大和生命のビルが建つ場所（東京都千代田区内幸町一丁目）に、かつて、日本近代化の象徴ともいえる鹿鳴館がありました。

鹿鳴館は、外国人の接待や宿泊を目的として、外務卿井上馨（いのうえかおる）

が中心となつて計画し、明治十六年十一月一十八日、開館しました。計画段階では「外国人接待所」と呼ばれていましたが、開館してまもなく、中国の『詩經』から言葉を採つて、「鹿鳴館」と改称されました。設計は有名なイギリス人建築家コンドルによるものです。レンガ造の二階建て、二階中央に大舞踏室があり、ビリヤード場などもありました。建築の際の土木費だけで十四万円と当時の新聞にあります。外国貴賓の接待、宿泊時以外は、一般のクラブにも貸与され、西洋風の衣装に身を包んだ人々が集まり、毎晩のように舞踏会や演奏会が開かれていました。

当時外務省は、欧米列強との不平等条約を改正するための「欧化政策」を推進していました。「欧化政策」とは、日本の近代化を諸外国に認めさせるために、制度、風俗などをヨーロッ

パ化する政策のことです。その代表ともいえる存在が鹿鳴館でした。しかし、実際には、外国人からも国民党からも不評であったようです。芥川龍之介の小説『舞踏会』の典拠といわれる『江戸の舞踏会』（『世界教養全集七』所収、エール・ロティは、その中で「われわれの国のどこかの温泉町の娯楽場に似ている」、「猿真似」と書いています。

明治二十年、外務卿井上が条約改正に失敗して退陣すると、社交場としての役目を終え、明治二十七年には払い下げられて華族会館となりました。その後、昭和八年まで使用され、老朽化のため昭和十五年に取り壊されました。現在は、帝国ホテル側の壁に、記念の案内板があるのみです。



鹿鳴館跡記念案内板▶

## 歴史の中の法律語（第二回）「一所懸命」

法務史料展示室では平成七年の開館以来、多くの見学者が訪れています。限られたスペースの展示ですが、その展示品に見え隠れするエピソードなどをこの「法務史料展示室」で紹介しております。

時代が下り、武士の土地に対する支配と意識が変化すると、「一所懸命」という言葉の本来の意味は薄れ、次第に「命懸けで取り組む」という意味に変化し、やがて「生懸命」という字が当てられるようになつたと考えられます。少なくとも江戸時代には、「生懸命」という言葉も使われるようになつていたようです。

「命懸けで何かに取り組む」というとき、私たちは「生懸命」という言葉を口にします。この言葉が、もともと武士の土地支配に由来することを、ご存知ですか。鎌倉時代、御家人（将軍直属の武士）が支配する所領（土地）には、大きくわけて二種類ありました。一つは、「名字の地」ともいわれ、先祖が開拓し、その後代々子孫に伝えられた土地です。例えば、有力御家人千葉氏の千葉（ちば）（現在の千葉県千葉市）や、「平家物語」での平教盛とのエピソード有名な熊谷氏の熊谷郷（現在の埼玉県熊谷市）など、地名がそのまま武士の名字となつている所領のことをいいます。この先祖代々の所領の支配を將軍に認められることを、「本領安堵」と呼びました。もう一つは、戦での活躍が認められて、將軍から与えられた土地です。源平合戦や承久の乱の後、敵方についた武士の所領が没収され、活躍した御家人たちにそれらが恩賞として与えられました。このように、將軍から新しく所領を与えることを、「新領給与」といいます。以上の二つのうち、特に前者の土地を、「一所懸命地」と称していました。すなわち、「一所懸命」とは、武士が祖先の大切な土地を守るために、命をかけていることを意味し、御家人は、將軍からの本領安堵を得ようと、様々な軍役や義務を果たし、幕府に奉公したのです。